【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年８月14日
【四半期会計期間】	第２期第１四半期(自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目６番16号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第１期 第１四半期連結累計 （会計）期間	第２期 第１四半期連結累計 (会計)期間	第１期
会計期間		自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日	自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日	自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日
売上高	（百万円）	353,950	306,284	1,426,684
経常利益	（百万円）	12,442	4,456	35,052
四半期（当期）純利益	（百万円）	7,669	3,858	4,683
純資産額	（百万円）	509,414	489,560	489,740
総資産額	（百万円）	1,384,987	1,347,484	1,351,633
１株当たり純資産額	（円）	1,274.77	1,224.72	1,225.85
１株当たり 四半期（当期）純利益	（円）	19.78	9.95	12.08
潜在株式調整後１株当たり 四半期（当期）純利益	（円）	19.77	9.95	12.07
自己資本比率	（%）	35.7	35.2	35.2
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△9,578	△18,217	18,162
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△7,532	△3,955	△27,429
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	13,777	18,194	7,116
現金及び現金同等物 の四半期末（期末）残高	（百万円）	35,865	31,355	34,749
従業員数	（名）	18,089	17,365	17,352

（注） 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、関係会社の異動につきましては、「第１ 企業の概況 ３．関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

合併

グループ内組織再編の一環として、平成21年４月１日付で、物流子会社の株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社として株式会社伊勢丹ビジネスサポートと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートに変更しております。また同日付で、人材サービス子会社の株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社として株式会社プロネットと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズに変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年６月30日現在

従業員数(名)	17,365 （13,096）

(注) １ 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第１四半期連結会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年６月30日現在

従業員数(名)	349 （121）

(注) １ 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第１四半期会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３ 当第１四半期会計期間において従業員数が206名増加し、臨時従業員数が121名増加しておりますが、主として平成21年４月１日付で、株式会社三越及び株式会社伊勢丹両事業会社の持つ本社機能を提出会社へ集約したことによるものであります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第１四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	283,320	86.1
クレジット・金融業	2,334	97.7
小売・専門店業	12,504	93.7
友の会事業	70	69.1
その他事業	8,054	89.9
合計	306,284	86.5

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３ 従来、友の会事業は、その他事業に含めておりましたが、前連結会計年度末より友の会事業として区分表示することに変更しているため、前年同四半期比較にあたっては前第１四半期連結会計期間の数値を変更後の区分に組み替えて行っております。

２ 【事業等のリスク】

当第１四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

３ 【経営上の重要な契約等】

Ⅰ．三越池袋店固定資産譲渡について

当社は、平成20年９月25日開催の取締役会において、三越池袋店の固定資産の譲渡について決議を行い、同日付けで譲渡契約を締結しました。

なお、平成21年７月31日付覚書で、譲渡日を変更しております。

１.譲渡の理由

株式会社三越では、従来から所有不動産について、資産価値の最大化とその利用のあり方を吟味し、今後の活用について検討を重ねてまいりました。

今回の三越池袋店の営業終了に伴い、収益力向上のための新たな投資資金確保に加え、財務体質の改善、有利子負債の削減を目的として譲渡するものです。

２.譲渡資産の内容

① 譲 渡 内 容　土地・建物・借地権

② 所 在 地　　東京都豊島区東池袋一丁目５番７外

③ 帳 簿 価 格　５６９億７百万円（平成20年６月末現在）

④ 譲 渡 価 格　７５０億円（譲渡経費は未確定）

３.譲渡先の概要

① 商　　号　シンプレクス・リート投資法人

② 本店所在地　　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

③ 代　表　者　執行役員 野崎 義雄

④ 当社との関係　当社とシンプレクス・リート投資法人との間には資本的関係はありません。

４.譲渡の日程

平成22年１月29日（予定）

Ⅱ．株式会社岩田屋との株式交換契約及び株式会社伊勢丹との吸収分割契約

当社は、平成21年６月16日開催の取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。

また、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち51.58%を保有しておりますが、当社と伊勢丹は、同日付でそれぞれ本株式交換に先立つ平成21年10月１日を効力発生日（予定）として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。

１．会社分割及び株式交換による完全子会社化の目的について

厳しい環境の下、当社及び岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやＭＤ（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断いたしました。

２．吸収分割について

(1)吸収分割の要旨

① 吸収分割の効力発生日

平成21年10月１日（木）（予定）

② 分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

③ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

④ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋株式を承継します。

(2)承継する事業部門の概要

① 承継する部門の事業内容

岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務

② 承継する資産、負債の項目及び金額

資　産	
項　目	帳 簿 価 額
岩田屋株式	6,259百万円
合　計	6,259百万円

３．株式交換について

(1)株式交換の要旨

① 株式交換の効力発生日

平成21年10月15日(木)（予定）

② 交換方式

当社を株式交換完全親会社とし、岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換です。

③ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	岩田屋 （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	0.3
株式交換により発行する新株式数	普通株式：6,692,186株（予定）	

(注) 1　岩田屋の普通株式１株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたします。ただし、伊勢丹が保有している岩田屋株式については、本株式交換に先立って行われる本吸収分割により当社が保有することとなるため株式の割当ては行いません。

2　岩田屋は、本株式交換の効力発生日までに、その保有する自己株式を実務上可能な範囲で消却する予定です。本株式交換により発行する当社の新株式数は、平成21年３月31日時点において岩田屋が保有する自己株式数（84,815株）に基づいて算出しているものであり、今後修正される可能性があります。

④ 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

Ⅲ．株式会社丸井今井との事業譲渡契約

平成21年５月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井（以下「札幌丸井今井」）及び株式会社函館丸井今井（以下「函館丸井今井」）は、平成21年６月29日に民事再生手続中の株式会社丸井今井（以下「丸井今井」）との間で、札幌丸井今井が丸井今井の札幌事業を、函館丸井今井が丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第５ 経理の状況 1．四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第１四半期連結会計期間(平成21年４月１日～平成21年６月30日)におけるわが国経済は、景況感の底打ちを示す指標も出始めておりますが、今後も急速な景気回復は見込めず、停滞したまま推移するものと思われます。

百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費者の低価格・節約志向の高まりの影響で、売上高が３年連続で前年割れとなっております。特に平成21年１月から６月の半期売上高は既存店ベースで前年比11.0%減と、過去最大の落ち込みとなるなど、業界売上の縮小は加速の一途を辿っております。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向けた取組みを各事業において行ってまいりました。

以上の取組みにより、当第１四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は306,284百万円（前年同四半期比13.5%減）、営業利益は74百万円（前年同四半期比98.9%減）、経常利益は4,456百万円（前年同四半期比64.2%減）、四半期純利益は3,858百万円（前年同四半期比49.7%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、従来、友の会事業は、その他事業に含めておりましたが、前連結会計年度末より友の会事業として区分表示することに変更しているため、前年同四半期比は記載しておりません。

① 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、新しい顧客の開拓と購買心理の深堀を進めるため、テストトライと検証を重ねております。また、要員体制の整備による販売サービスレベルのアップと収益性向上を目指し、平成21年４月より一部店舗において営業時間の短縮を行っております。しかしながら、厳しい経済状況の下、全体の底上げまでには至らず、減収減益となりました。

なお店舗政策の一環として、三越池袋店、三越鹿児島店は平成21年５月６日をもって営業終了し、伊勢丹吉祥寺店は平成22年３月(予定）の営業終了を決定しております。

売上高は、前年同四半期と比べ13.9%減少し283,460百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ6,410百万円減少し28百万円の損失となりました。

② クレジット・金融業

クレジット・金融業におきましては、㈱伊勢丹アイカードが、平成20年11月より伊勢丹アイカードＶｉｓａの発行を開始し、百貨店外でのカード取扱高は増加しましたが、カードシステム投資等の費用発生などの要因により、減益となりました。

売上高は、前年同四半期と比べ4.5%減少し3,572百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ78.7%減少し185百万円となりました。

③ 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、個人消費の低迷の影響を受け、減収減益となりました。

売上高は、前年同四半期と比べ5.9%減少し14,833百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ45百万円減少し111百万円の損失となりました。

④ 友の会事業

友の会事業におきましては、㈱三越友の会や㈱イセタンクローバーサークルなどが、百貨店店舗内において友の会の運営を行い、顧客満足の向上に取り組みました。

売上高は1,145百万円、営業損失は642百万円となりました。

⑤ その他事業

その他事業におきましては、営業支援機能を担うグループ会社が、統合効果を早期に創出すべく、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。なお、平成21年４月より物流子会社として「三越伊勢丹ビジネス・サポート」、人材サービス会社として「三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ」を設立しております。

売上高は、前年同四半期と比べ12.1%減少し29,889百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ285百万円減少し31百万円の損失となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第１四半期連結会計期間末の総資産は、1,347,484百万円と前連結会計年度末に比べて4,148百万円減少しました。これは、現金及び預金が3,729百万円、受取手形及び売掛金が3,328百万円、商品及び製品が1,947百万円減少したことなどのため流動資産が1,848百万円減少したこと、また、有形固定資産が1,560百万円増加した一方、無形固定資産が64百万円、投資その他の資産が3,795百万円減少したため固定資産が2,300百万円減少したことによるものです。

② 負債

負債合計は、857,923百万円と前連結会計年度末に比べて3,968百万円減少しました。これは、支払手形及び買掛金が10,812百万円減少し、短期借入金が12,578百万円増加したことなどのため流動負債が210百万円増加したこと、また、負ののれんが3,308百万円減少したことなどのため固定負債が4,178百万円減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産合計は、489,560百万円と前連結会計年度末に比べ180百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第１四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期に比べて4,510百万円減少し、31,355百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動に支出した金額は18,217百万円であり、前年同四半期に支出した金額9,578百万円から8,638百万円増加しました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が減少したことなどによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動に支出した金額は3,955百万円であり、前年同四半期に比べ3,577百万円減少しました。これは主に、差入保証金の回収等によるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により得られた資金は18,194百万円であり、前年同四半期と比べ4,416百万円増加しました。なお、当第１四半期会計期間において、長期借入金を1,210百万円返済した一方、短期借入金13,753百万円及びコマーシャル・ペーパー10,000百万円増加しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第１四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第１四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成21年６月30日)	提出日現在発行数(株)(平成21年８月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	387,859,022	387,859,022	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	387,859,022	387,859,022	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第１回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	3,022 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	302,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,162 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,162 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第２回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	949 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり891 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成22年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　891 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第３回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	3,314 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	331,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,378 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,378 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第４回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	5,372 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	537,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,560 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,560 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※２ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)
また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第５回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	5,898 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	589,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,829 ※４
新株予約権の行使期間	平成20年８月９日から平成25年８月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　2,330 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第６回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	7,510 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	751,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,952 ※４
新株予約権の行使期間	平成21年８月８日から平成26年８月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　2,391 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※３ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘定の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※４ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第７回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	37 ※５
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,157 ※６
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成22年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,157 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。 この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第８回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	247 ※５
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 ※６
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,359
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,359 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。 この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※５ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※６　当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第９回新株予約権(株式会社三越発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	76 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,840
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成26年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,174 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	98 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,320
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成27年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,170 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	54 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,360
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年５月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年６月１日から平成28年５月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面 (c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※７ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の数(個)	16 ※８
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年５月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年６月１日から平成28年５月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。 (b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。 (5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点 (b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点 (c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点 イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める１年間を経過する日が経過した時点 (d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点 イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点 (e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点 (f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２.に準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成21年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記８.に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

※８ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年６月30日	―	387,859	―	50,006	―	12,506

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第１四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年３月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 40,400 （相互保有株式） 普通株式 68,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 384,575,000	3,845,750	―
単元未満株式	普通株式 3,175,622	―	―
発行済株式総数	387,859,022	―	―
総株主の議決権	―	3,845,750	―

(注)「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,600株（議決権86個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都中央区銀座四丁目６番16号	40,400	―	40,400	0.01
(相互保有株式) 新光三越百貨股? 有限公司	台湾台北市信義区松高路19号８階	―	68,000	68,000	0.02
計	―	40,400	68,000	108,400	0.02

(注)新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Securities SMBC Hong Kong Limited. 住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kong であります。

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年４月	５月	６月
最高(円)	930	937	998
最低(円)	741	804	847

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

３ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役員	営業政策本部付	松 井 達 政	平成21年６月30日

第５ 【経理の状況】

１ 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第１四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年６月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第１四半期連結会計期間末 (平成21年６月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,372	41,102
受取手形及び売掛金	100,672	104,001
有価証券	705	566
商品及び製品	62,993	64,940
仕掛品	150	101
原材料及び貯蔵品	1,159	1,362
その他	58,734	51,389
貸倒引当金	△2,779	△2,606
流動資産合計	259,008	260,856
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	191,250	192,378
土地	567,164	567,144
その他（純額）	27,956	25,288
有形固定資産合計	※1 786,371	※1 784,811
無形固定資産		
のれん	250	273
その他	74,327	74,369
無形固定資産合計	74,578	74,642
投資その他の資産		
投資有価証券	95,671	95,189
その他	133,887	138,171
貸倒引当金	△2,032	△2,038
投資その他の資産合計	227,526	231,322
固定資産合計	1,088,476	1,090,776
資産合計	1,347,484	1,351,633

(単位：百万円)

	当第１四半期連結会計期間末 (平成21年６月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	88,192	99,004
短期借入金	178,320	165,742
未払法人税等	2,384	3,441
商品券回収損引当金	18,036	19,228
引当金	4,827	7,402
その他	209,439	206,171
流動負債合計	501,200	500,990
固定負債		
長期借入金	37,100	37,100
繰延税金負債	193,859	194,393
退職給付引当金	62,991	63,561
引当金	366	448
負ののれん	49,628	52,937
その他	12,776	12,460
固定負債合計	356,723	360,902
負債合計	857,923	861,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,006	50,006
資本剰余金	319,118	319,118
利益剰余金	116,853	118,424
自己株式	△70	△64
株主資本合計	485,907	487,484
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,096	△3,016
繰延ヘッジ損益	19	△15
為替換算調整勘定	△9,904	△9,083
評価・換算差額等合計	△10,981	△12,115
新株予約権	722	733
少数株主持分	13,912	13,637
純資産合計	489,560	489,740
負債純資産合計	1,347,484	1,351,633

(2)【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)
売上高	353,950	306,284
売上原価	255,464	220,213
売上総利益	98,486	86,070
販売費及び一般管理費	91,406 ※1	85,995 ※1
営業利益	7,080	74
営業外収益		
受取利息	224	192
受取配当金	489	392
負ののれん償却額	3,308	3,308
持分法による投資利益	2,308	723
その他	1,318	1,211
営業外収益合計	7,649	5,828
営業外費用		
支払利息	792	609
その他	1,495	837
営業外費用合計	2,287	1,447
経常利益	12,442	4,456
特別損失		
たな卸資産評価損	1,494	―
投資有価証券評価損	146	1,064
関係会社整理損	1,079	―
構造改革損失	―	341 ※2
特別損失合計	2,720	1,406
税金等調整前四半期純利益	9,721	3,049
法人税、住民税及び事業税	1,748	△958
法人税等合計	1,748	△958
少数株主利益	303	149
四半期純利益	7,669	3,858

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,721	3,049
減価償却費	5,900	5,332
負ののれん償却額	△3,308	△3,285
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△356	166
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△217	△316
受取利息及び受取配当金	△714	△585
支払利息	792	609
持分法による投資損益（△は益）	△2,308	△723
投資有価証券評価損益（△は益）	146	1,064
関係会社整理損	1,079	―
構造改革損失	―	341
売上債権の増減額（△は増加）	3,674	3,422
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,471	2,289
仕入債務の増減額（△は減少）	△18,140	△11,094
その他	△4,514	△16,622
小計	△5,773	△16,351
利息及び配当金の受取額	824	388
利息の支払額	△270	△240
法人税等の支払額	△4,358	△2,013
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,578	△18,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,629	△7,022
有形固定資産の売却による収入	5	2
無形固定資産の取得による支出	△1,657	△836
その他	747	3,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,532	△3,955
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	12,483	13,753
長期借入金の返済による支出	△7,618	△1,210
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	11,000	10,000
配当金の支払額	△1,986	△4,114
その他	△101	△234
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,777	18,194
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,252	584
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,586	△3,394
現金及び現金同等物の期首残高	27,208	34,749
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244	―
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 35,865	※ 31,355

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第１四半期連結会計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 平成21年４月１日付で、物流子会社の株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社として株式会社伊勢丹ビジネスサポートと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートに変更しております。また同日付で、人材サービス子会社の株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社として株式会社プロネットと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズに変更しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 40社
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第１四半期連結会計期間より適用し、当第１四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第１四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。 (2) 有形固定資産の減価償却方法の変更 百貨店事業セグメントにおける有形固定資産の減価償却方法に関して、当第１四半期連結会計期間より、建物付属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。これは、経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、当第１四半期連結会計期間から固定資産システムの対応等の準備が整ったため、百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統一して連結経営管理の合理化を図ることを目的として行ったものであります。 この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費は577百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は577百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
（四半期連結貸借対照表関係） 前第１四半期連結会計期間において、流動負債の「引当金」に含めていた「商品券回収損引当金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当第１四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。 なお、前第１四半期連結会計期間の流動負債の「引当金」に含まれる「商品券回収損引当金」は13,025百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
１ 棚卸資産の評価方法	当第１四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
２ 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
１ 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第１四半期連結会計期間末 (平成21年６月30日)	前連結会計年度末 (平成21年３月31日)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 320,774百万円 ２ 偶発債務 (1) 従業員住宅ローン保証 2,051百万円 (2) 関係会社銀行借入金等保証 フランス三越S.A.S. 13百万円 (3) 関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 194百万円 保証債務等合計 2,259百万円	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 317,695百万円 ２ 偶発債務 (1) 従業員住宅ローン保証 2,167百万円 (2) 関係会社銀行借入金等保証 ドイツ三越GmbH 3百万円 (3) 関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 220百万円 保証債務等合計 2,391百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第１四半期連結累計期間

前第１四半期連結累計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 引当金繰入額 583百万円 給料手当 23,980百万円 ――――――――――――	※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 引当金繰入額 905百万円 給料手当 23,722百万円 ※２ 構造改革損失は、営業終了に関連する損失を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第１四半期連結累計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年６月30日現在) 現金及び預金 36,416百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △672百万円 有価証券 121百万円 現金及び現金同等物 35,865百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年６月30日現在) 現金及び預金 37,372百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △6,075百万円 有価証券 58百万円 現金及び現金同等物 31,355百万円

(株主資本等関係)

当第１四半期連結会計期間末（平成21年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	387,859,022

２ 自己株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	76,810

３ 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第１四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	―	―	722
合計		―	722

４ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年６月29日 定時株主総会	普通株式	5,429	14.00	平成21年３月31日	平成21年６月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

５ 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）

	百貨店業（百万円）	クレジット・金融業（百万円）	小売・専門店業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	329,148	2,388	13,352	9,061	353,950	―	353,950
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	165	1,351	2,404	24,935	28,857	(28,857)	―
計	329,314	3,740	15,756	33,996	382,808	(28,857)	353,950
営業利益又は営業損失（△）	6,381	874	△65	254	7,444	(364)	7,080

（注）１ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

２ 各事業区分の主要な内容

(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売

(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理

(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売

(4) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

当第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

	百貨店業（百万円）	クレジット・金融業（百万円）	小売・専門店業（百万円）	友の会事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	283,320	2,334	12,504	70	8,054	306,284	―	306,284
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	139	1,238	2,329	1,074	21,834	26,616	(26,616)	―
計	283,460	3,572	14,833	1,145	29,889	332,900	(26,616)	306,284
営業利益又は営業損失（△）	△28	185	△111	△642	△31	△628	703	74

（注）１ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

２ 各事業区分の主要な内容

(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売

(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理

(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売

(4) 友の会事業……友の会運営

(5) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

３ (1)百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、当第１四半期連結会計期間より、建物付属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業損失は577百万円減少しております。

(2)友の会事業は、前第３四半期連結会計期間まで「その他事業」に含めておりましたが、当該事業の営業損失割合が営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の10%を超えたため、前連結会計年度より「友の会事業」として区分表示することに変更しました。なお、前第１四半期連結累計期間の「その他事業」に含まれる「友の会事業」の売上高は1,199百万円(内、外部顧客に対する売上高は101百万円)、営業損失は704百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第１四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第１四半期連結会計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

当第１四半期連結会計中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益　 11百万円

(企業結合等関係)

当第１四半期連結会計期間(自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)

(共通支配下の取引等)

グループ内組織再編について

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）及び株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

１．組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

２．会社分割について

(1) 会社分割の要旨

① 吸収分割の効力発生日

平成21年４月１日

② 分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

③ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

(2) 承継する事業部門の概要

① 承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

② 承継する資産、負債の項目及び金額

資産（三越から当社が承継するもの）	
項　　目	帳 簿 価 額
関係会社株式	275百万円
合　　計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項　　目	帳 簿 価 額
関係会社株式	1,326百万円
合　　計	1,326百万円

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社三越保険サービス ・株式会社三越友の会 ・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ ・株式会社プロネット

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社伊勢丹アイカード ・株式会社イセタンクローバーサークル ・株式会社伊勢丹ビジネスサポート ・株式会社伊勢丹キャリアデザイン

3．合併について

合併の要旨

(1) 物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

① 合併の効力発生日

平成21年４月１日

② 合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたします。

③ 合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート

④ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

⑤ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

① 合併の効力発生日

平成21年４月１日

② 合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたします。

③ 合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ

④ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

⑤ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 (平成21年６月30日)	前連結会計年度末 (平成21年３月31日)
1,224.72円	1,225.85円

２　１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額

第１四半期連結累計期間

前第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)		当第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	
１株当たり四半期純利益金額	19.78円	１株当たり四半期純利益金額	9.95円
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	19.77円	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	9.95円

(注) １株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益（百万円）	7,669	3,858
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	7,669	3,858
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円）	―	―
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式の期中平均株式数（千株）	387,808	387,785
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳（百万円）	―	―
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	132	82
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

(重要な後発事象)

当第１四半期連結会計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

事業譲受けについて

１．事業譲受けの目的

当社は、株式会社丸井今井（以下「丸井今井」）からのスポンサー就任要請を受け、平成21年4月30日に丸井今井のスポンサーに選定され、丸井今井の再生に関する具体的な協議を両者間にて進めてまいりました。

その結果、時間の経過による丸井今井の事業の毀損を最小限に抑えるためには、早期に事業譲渡を実施することが必要であると判断し、当社が新たに設立した株式会社札幌丸井今井（以下「札幌丸井今井」）及び株式会社函館丸井今井（以下「函館丸井今井」）が、それぞれ丸井今井の札幌事業、函館事業を譲り受ける旨の事業譲渡契約を平成21年6月29日に締結し、当該事業譲渡契約に基づき、平成21年7月31日に事業を譲り受け、平成21年8月1日より事業を開始いたしました。

２．事業譲受けの内容

① 札幌丸井今井

(1) 譲受ける相手会社の名称	**株式会社 丸井今井**
(2) 譲受ける事業内容	**百貨店業等**
(3) 譲受の時期	**平成21年7月31日**
(4) 譲受ける資産・負債の総額	**確定しておりません**

② 函館丸井今井

(1) 譲受ける相手会社の名称	**株式会社 丸井今井**
(2) 譲受ける事業内容	**百貨店業等**
(3) 譲受の時期	**平成21年7月31日**
(4) 譲受ける資産・負債の総額	**確定しておりません**

(リース取引関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年８月14日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　長　坂　　隆　　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　口　弘　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　永　澤　宏　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　阪　中　　修　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成20年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月14日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　長　坂　　隆　　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　口　弘　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　永　澤　宏　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　阪　中　　修　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成21年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

１．「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載」に記載されているとおり、会社は、当第１四半期連結会計期間より、百貨店セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。

２．「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社が設立した株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は株式会社丸井今井より事業を譲り受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。